

調布市融資あっせん制度 物価高騰口拡充制度

調布市では、市内の中小企業者の方に特定金融機関への融資あっせんを行っています。

物価高騰(円安等に起因)による影響を受け、経営の安定に支障をきたしている方へ向けて、下記のとおり融資あっせん制度の拡充を継続するとともに、対象要件を変更します。

	現制度(令和8年4月1日以降)	拡充制度(令和8年度4月1日以降)
資金融資の種類	運転資金	運転資金
対象要件	普通融資資金のあっせん要件を満たすこと。	普通融資資金のあっせん要件を満たしており、かつ下記のいずれかに該当していること。 <u>直近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。(※)</u>
融資限度額	1,500万円	1,500万円
口数	上記融資限度額の範囲内で2口まで利用できます。	上記の融資限度額の範囲内で <u>3口まで</u> 利用できます。
償還期間 (据置期間)	84か月(7年)以内 ※据置期間(最長6か月)を含む。	84か月(7年)以内 ※据置期間(最長 <u>12か月</u>)を含む。
融資利率	<u>2.20%</u> ※申請日時点の融資利率	<u>2.20%</u> ※申請日時点の融資利率
利子補給 (補助)	融資利率の2分の1	<u>全額</u> 補助 ※当初3年間(4年目以降は融資利率の2分の1)
信用保証料	2分の1補助	<u>全額</u> 補助

※ 売上表(指定様式)とそれに伴う根拠資料を併せてご提出ください。

● 申込受付期間 ●

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (※土日祝、休館日を除く。)

受付・お問合せ
窓 口



調布市産業労働支援センター

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3F

受付時間：9時00分～16時30分 ※土日祝日は受付していません

電 話：042-443-1217

休 館 日：毎月第3月曜日(祝日の場合は翌開庁日)

【事前予約制となります】